定　　款

株式会社福島銀行

（2024年6月25日改正）

株 式 会 社 福 島 銀 行 定 款

第１章　　総　　則

第１条（商　号）

当銀行は、株式会社福島銀行と称する。

英文では　THE FUKUSHIMA BANK,LTD.と表示する。

第２条（目　的）

当銀行は、次の業務を営むことを目的とする。

（１）預金又は定期積金の受入れ、資金の貸付け又は手形の割引並びに為替取引

（２）債務の保証又は手形の引受けその他の前号の銀行業務に付随する業務

（３）国債、地方債、政府保証債その他の有価証券に係る引受け、募集又は売出しの取扱い、売買その他の業務

（４）信託業務

（５）前各号の業務のほか銀行法、担保付社債信託法、その他の法律により銀行が営むことのできる業務

（６）その他前各号の業務に付帯又は関連する事項

第３条（本店の所在地）

当銀行は、本店を福島県福島市に置く。

第４条（公告方法）

当銀行の公告方法は、電子公告とする。

２　事故その他やむを得ない事由により電子公告によることができない場合は、福島県福島市において発行する福島民報および福島民友に掲載する方法により行う。

第２章　　株　　式

第５条（発行可能株式総数・発行可能種類株式総数）

当銀行の発行可能株式総数は112百万株とする。

２　当銀行の発行可能種類株式総数は普通株式112百万株、Ａ種優先株式90百万株、Ｂ種優先株式10百万株とする。

第６条（自己株式の取得）

当銀行は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会決議によって市場取引等

により自己株式を取得することができる。

第７条（単元株式数）

当銀行の全ての種類の株式の単元株式数は、それぞれ、100 株とする。

第８条（単元未満株主の売渡請求）

当銀行の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すこと（以下「買増し」という。）を請求することができる。

第９条（単元未満株主の権利）

当銀行の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することはできない。

（１）会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利

（２）剰余金の配当を受ける権利

（３）取得請求権付株式の取得を請求する権利

（４）募集株式又は募集新株予約権の割当を受ける権利

（５）前条に規定する単元未満株式の買増しを請求することができる権利

第 10 条（株式取扱規程）

当銀行の株主名簿および新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取および買増、その他株式又は新株予約権に関する手続およびそれらの手数料については、取締役会で定める「株式取扱規程」による。

第 11 条（株主名簿管理人）

当銀行は、株主名簿管理人を置く。

２　株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定し、これを公告する。

３　当銀行の株主名簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿および新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当銀行においてはこれを取扱わない。

第 12 条（基準日）

当銀行は毎年 3 月 31 日現在の株主名簿に記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使できる株主とする。

２　前項のほか、必要がある場合には、取締役会の決議によって、あらかじめ公告し

て、一定の日現在の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる。

第２章の２　　Ａ　種　優　先　株　式

第 12 条の 2（Ａ種優先配当金）

当銀行は、第 50 条に定める剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたＡ種優先株式を有する株主（以下「Ａ種優先株主」という。）またはＡ種優先株式の登録株式質権者（以下「Ａ種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）および普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、Ａ種優先株式 1 株につき、Ａ種優先株式 1 株当たりの払込金額相当額（ただし、Ａ種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、Ａ種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める配当年率を乗じて算出した額の金銭（以下「Ａ種優先配当金」という。）の配当をする。配当年率は 8%を上限とする。ただし、当該基準日の属する事業年度においてＡ種優先株主またはＡ種優先登録株式質権者に対して第 12 条の 3 に定めるＡ種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

２　ある事業年度においてＡ種優先株主またはＡ種優先登録株式質権者に対してする剰余金の配当の額がＡ種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

３　Ａ種優先株主またはＡ種優先登録株式質権者に対しては、Ａ種優先配当金の額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当銀行が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロもしくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当または当銀行が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロもしくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

第 12 条の 3 （Ａ種優先中間配当金）

当銀行は、第 51 条に定める中間配当をするときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたＡ種優先株主またはＡ種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、Ａ種優先株式 1 株につき、Ａ種優先配当金の額の 2 分の 1 を上限とする金銭（以下「Ａ種優先中間配当金」という。）

を支払う。

第 12 条の 4（Ａ種優先株主に対する残余財産の分配）

当銀行は、残余財産を分配するときは、Ａ種優先株主またはＡ種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、Ａ種優先株式 1 株につき、Ａ種優先株式 1 株当たりの払込金額相当額を踏まえてＡ種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める額の金銭を支払う。

２　Ａ種優先株主またはＡ種優先登録株式質権者に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。

第 12 条の 5（Ａ種優先株主の議決権）

Ａ種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、Ａ種優先株主は、定時株主総会にＡ種優先配当金の額全部（Ａ種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の議案が提出されないときはその定時株主総会より、Ａ種優先配当金の額全部（Ａ種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときはその定時株主総会終結の時より、Ａ種優先配当金の額全部（Ａ種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の決議がなされる時までの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。

第 12 条の 6（普通株式を対価とする取得請求権）

Ａ種優先株主は、次項に定める取得を請求することができる期間中、当銀行に対して自己の有するＡ種優先株式を取得することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当銀行はＡ種優先株主がかかる取得の請求をしたＡ種優先株式を取得するのと引換えに、第 3 項に定める財産を当該Ａ種優先株主に対して交付するものとする。

２　取得を請求することができる期間は、Ａ種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める期間（以下「取得請求期間」という。）とする。

３　当銀行は、Ａ種優先株式の取得と引換えに、Ａ種優先株主が取得の請求をしたＡ種優先株式数にＡ種優先株式 1 株当たりの払込金額相当額（ただし、Ａ種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を次項に定める取得価額で除した数

の普通株式を交付する。

なお、Ａ種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に 1 株に満たない端数があるときは、会社法第 167 条第 3 項に従ってこれを取扱う。

４　取得価額は、当初、当銀行の普通株式の時価を基準としてＡ種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める方法により算出される額とし、当該決議により取得価額の修正および調整の方法を定めることができるものとする。当銀行は、当該決議により取得価額の修正を定める場合、修正される額の下限を定めるものとし、取得価額が下限として定める額を下回った場合、取得価額は下限として定める額に修正されるものとする。

第 12 条の 7（金銭を対価とする取得条項）

当銀行は、Ａ種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める事由が生じた場合に取締役会が別に定める日が到来したときは、法令上可能な範囲で、Ａ種優先株式の全部または一部を取得することができる。この場合、当銀行は、かかるＡ種優先株式を取得するのと引換えに、次項に定める財産をＡ種優先株主に対して交付するものとする。

なお、Ａ種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。

２　当銀行は、Ａ種優先株式の取得と引換えに、Ａ種優先株式 1 株につき、Ａ種優先株式の払込金額相当額を踏まえてＡ種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める額の金銭を交付する。

第 12 条の 8（普通株式を対価とする取得条項）

当銀行は、取得請求期間の末日までに当銀行に取得されていないＡ種優先株式の全てを、取得請求期間の末日の翌日をもって取得する。この場合、当銀行は、かかるＡ種優先株式を取得するのと引換えに、各Ａ種優先株主に対し、その有するＡ種優先株式数にＡ種優先株式 1 株当たりの払込金額相当額（ただし、Ａ種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を普通株式の時価で除した数の普通株式を交付するものとし、その詳細はＡ種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める。当該取締役会では交付すべき普通株式数の上限の算定方法を定めることができる。Ａ種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、会社法第 234 条に従ってこれを取扱う。

第 12 条の 9（株式の分割または併合および株式無償割当て）

当銀行は、株式の分割または併合を行うときは、普通株式およびＡ種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。

２　当銀行は、株式無償割当を行うときは、普通株式およびＡ種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。

第２章の３　Ｂ　種　優　先　株　式

第 12 条の 10（Ｂ種優先配当金）

当銀行は、第 50 条に定める剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたＢ種優先株式を有する株主（以下「Ｂ種優先株主」という。）またはＢ種優先株式の登録株式質権者（以下「Ｂ種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）および普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、Ｂ種優先株式 1 株につき、Ｂ種優先株式 1 株当たりの払込金額相当額（ただし、Ｂ種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、Ｂ種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める配当年率を乗じて算出した額の金銭（以下「Ｂ種優先配当金」という。）の配当をする。配当年率は 8%を上限とする。ただし、当該基準日の属する事業年度においてＢ種優先株主またはＢ種優先登録株式質権者に対して第 12 条の 11 に定めるＢ種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

２　ある事業年度においてＢ種優先株主またはＢ種優先登録株式質権者に対してする剰余金の配当の額がＢ種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

３　Ｂ種優先株主またはＢ種優先登録株式質権者に対しては、Ｂ種優先配当金の額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当銀行が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第 758 条第 8 号ロもしくは同法第 760 条第 7 号ロに規定される剰余金の配当または当銀行が行う新設分割手続の中で行われる同法第 763 条第 12 号ロもしくは同法第 765 条第 1 項第 8 号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

第 12 条の 11（Ｂ種優先中間配当金）

当銀行は、第 51 条に定める中間配当をするときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたＢ種優先株主またはＢ種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、Ｂ種優先株式 1 株につき、Ｂ種優先配当金の額の 2 分の 1 を上限とする金銭（以下「Ｂ種優先中間配当金」という。）を支払う。

第 12 条の 12（Ｂ種優先株主に対する残余財産の分配）

当銀行は、残余財産を分配するときは、Ｂ種優先株主またはＢ種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、Ｂ種優先株式 1 株につき、Ｂ種優先株式 1 株当たりの払込金額相当額を踏まえてＢ種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める額の金銭を支払う。

２　Ｂ種優先株主またはＢ種優先登録株式質権者に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。

第 12 条の 13（Ｂ種優先株主の議決権）

Ｂ種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。

第 12 条の 14（金銭を対価とする取得条項）

当銀行は、Ｂ種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める事由が生じた場合に取締役会が別に定める日が到来したときは、法令上可能な範囲で、Ｂ種優先株式の全部または一部を取得することができる。この場合、当銀行は、かかるＢ種優先株式を取得するのと引換えに、次項に定める財産をＢ種優先株主に対して交付するものとする。

なお、Ｂ種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。

２　当銀行は、Ｂ種優先株式の取得と引換えに、Ｂ種優先株式 1 株につき、Ｂ種優先株式の払込金額相当額を踏まえてＢ種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める額の金銭を交付する。

第 12 条の 15（普通株式を対価とする取得条項）

当銀行は、Ｂ種優先株式の発行に先立って取締役会が別途定める日をもって、当該日までに当銀行に取得されていないＢ種優先株式の全てを取得する。この場合、当銀行は、かかるＢ種優先株式を取得するのと引換えに、各Ｂ種優先株主に対し、その有

するＢ種優先株式数にＢ種優先株式１株当たりの払込金額相当額（ただし、Ｂ種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を普通株式の時価で除した数の普通株式を交付するものとし、その詳細はＢ種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める。当該取締役会では交付すべき普通株式数の上限の算定方法を定めることができる。Ｂ種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に１株に満たない端数がある場合には、会社法第 234 条に従ってこれを取扱う。

第 12 条の 16（株式の分割または併合および株式無償割当て）

当銀行は、株式の分割または併合を行うときは、普通株式およびＢ種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。

２　当銀行は、株式無償割当てを行うときは、普通株式およびＢ種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。

第 12 条の 17（種類株主総会）

当銀行が会社法第 322 条第１項各号に掲げる行為をする場合には、法令に別段の定めがある場合を除き、Ｂ種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

第 12 条の 18（譲渡制限）

Ｂ種優先株式を譲渡により取得することについては当銀行取締役会の承認を要する。

第 12 条の 19（優先順位）

Ａ種優先株式およびＢ種優先株式に係る優先配当金、優先中間配当金および残余財産の分配における支払順位は同順位とする。

第３章　　株　主　総　会

第 13 条（株主総会の招集）

当銀行の定時株主総会は、毎年４月１日から３月以内に、臨時株主総会は必要があるときに、取締役会の決議に基づき招集する。

第 14 条（株主総会の招集権者および議長）

株主総会は、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。

第 15 条（電子提供措置等）

当銀行は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

２　当銀行は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第 16 条（株主総会の決議の方法）

株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

２　会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

第 17 条（株主総会の議決権の代理行使）

株主は、議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

２　前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに提出しなければならない。

第 18 条（株主総会の議事録）

株主総会における議事の経過の要領およびその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、議長および出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名を行う。

第３章の２　　種 類 株 主 総 会

第 18 条の 2（種類株主総会への準用）

第 14 条、第 15 条、第 17 条および第 18 条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。

２　第 12 条第 1 項の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会にこれを準用する。

第 18 条の 3（種類株主総会の決議の方法）

種類株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した

議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

２　会社法第 324 条第 2 項の規定による種類株主総会の決議は、当該種類株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

第４章　取締役および取締役会

第 19 条（員　数）

当銀行の取締役は、10 名以内とする。

第 20 条（選任および解任）

当銀行の取締役は、株主総会において選任並びに解任する。

２　取締役の選任にあたっては、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行うものとし、解任決議は、本定款第 16 条第 2 項の定めるところによる。

３　取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

第 21 条（取締役の任期）

取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。

第 22 条（取締役の欠員）

取締役が任期中、辞任その他の事由によって退任した場合において法定の員数を欠かないときは補欠選任を行わないことができる。

第 23 条（代表取締役および役付取締役）

当銀行を代表する取締役は、取締役会の決議で定める。

２　取締役会は、その決議により取締役会長、取締役社長各１名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を置くことができる。

第 24 条（取締役会の設置）

当銀行は取締役会を置く。

２　取締役会は取締役全員をもって構成する。

３　取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会で定める取締役会規程による。

第 25 条（取締役会の招集権者および議長）

取締役会は取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により他の取締役がこれにあたる。

第 26 条（取締役会の招集手続）

取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して、会日の 3 日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。

２　取締役会は、取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開くことができる。

第 27 条（取締役会の決議）

取締役会の決議は、全取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

２　前項に係らず、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的方法により同意した場合は、当該事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

第 28 条（取締役会の議事録）

取締役会における議事の経過の要領およびその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。

第 29 条（取締役の報酬等）

取締役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。

第 30 条（相談役および顧問）

当銀行は、業務上の必要がある場合に限り、取締役会の決議により相談役又は顧問を若干名置くことができる。

第 31 条（社外取締役との責任限定契約）

当銀行は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、会社法第 423 条第 1 項に定める要件に該当する賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、100 万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第５章　執　行　役　員

第 32 条（選　任）

当銀行は、取締役会の決議により執行役員を選任し、執行役員に業務執行を委ねることができる。

第 33 条（員　数）

当銀行の執行役員は、5 名以内とする。

第 34 条（執行役員の任期）

執行役員の任期は、1 年とする。ただし、取締役会は、執行役員を任期の途中であっても解任することができる。

第 35 条（執行役員の報酬等）

執行役員の報酬等は、取締役会の決議をもって定める。

第 36 条（利益相反取引等）

執行役員が利益相反する取引をなす場合、又は執行役員が自己若しくは第三者のために当銀行との営業取引をなす場合には、あらかじめ取締役会の承認を要する。

第６章　監査役および監査役会

第 37 条（監査役の設置）

当銀行は監査役を置く。

２　監査役は、4 名以内とする。

第 38 条（選　任）

当銀行の監査役は、株主総会において選任する。

２　監査役の選任にあたっては、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第 39 条（監査役の任期）

監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第 40 条（監査役会および常勤監査役）

当銀行は監査役会を置く。

２　監査役会は監査役全員をもって構成する。

３　監査役会は、その決議により常勤監査役を選定する。

４　監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会で定める監査役会規程による。

第 41 条（監査役会の招集手続）

監査役会の招集通知は、各監査役に対して、会日の 3 日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。

２　監査役会は、監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開催することができる。

第 42 条（監査役会の決議）

監査役会の決議は、監査役の過半数をもって行う。

第 43 条（監査役会の議事録）

監査役会における議事の経過の要領およびその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。

第 44 条（監査役の報酬等）

監査役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。

第 45 条（社外監査役との責任限定契約）

当銀行は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、会社法第 423 条第 1 項に定める要件に該当する賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、100 万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第７章　　会　計　監　査　人

第 46 条（会計監査人の設置）

当銀行は会計監査人を置く。

２　会計監査人は株主総会の決議により選任する。

第 47 条（会計監査人の任期）

会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。

２　会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第 48 条（会計監査人の報酬等）

会計監査人の報酬等は、取締役会が監査役会の同意を得て定める。

第８章　　計　　算

第 49 条（事業年度）

当銀行の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

第 50 条（期末配当金）

当銀行は、株主総会の決議によって、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

第 51 条（中間配当金）

当銀行は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

第 52 条（期末配当金等の除斥期間）

期末配当金および中間配当金が、支払い開始の日から満 5 年を経過したときは、当銀行はその支払いの義務を免れるものとする。

２　未払の期末配当金および中間配当金については利息をつけない。